

# 第4回会議議事録

期 日 平成16年3月26日(金)  
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局（羽田野）

どうも皆様ご苦労さまでございます。

中条町・黒川村任意合併協議会の第4回会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、会長よりごあいさつを申し上げます。

○会長（熊倉）

皆さん、こんにちは。

3月もまことに押し迫りまして、特に議会の方々等におきましては、それぞれ先日まで議会というようなことで、大変ご苦労の連続であったわけではありますが、その他委員の方々等もいろいろ年度末を控えて、非常に多忙な時期だと思うのでありますけれども、こうやって第4回の任意協議会にご出席大変ありがとうございました。

私どもの先輩であります南部郷、水原、安田、京ヶ瀬、笹神におきまして、4月1日を期して阿賀野市ということで誕生するわけではありますが、この3月中にこの4カ町村の閉町、閉村の式がそれぞれ厳粛にとり行われたわけであります。そして、またそこから感じ取り、学び得ることは、各町村、こうした協議会の場を通じ、いろいろと計画を練られたわけではありますが、あすにかけの夢、そして人類のやっぱり果てしない飛躍というものを祈願しつつ、大いに継承していく人類の英知とも言えると思えますけれども、それらに情熱を燃やしてやってきた足跡がうかがえまして、非常に感銘を受けてきたのであります。南部、中部、北部というようなことをよく言われた時期もあるのであります。私どものこの協議会というものも、そういう先輩に負けず、優秀な内容で、そしていいものをつくり上げていきたいなというふうに認識しておったところであります。どうか皆様たちからもひとつそういうような概念のもと、これからいろいろとご協議、ご協力のほどお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

きょうは本当に大変忙しいところをありがとうございました。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長にお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、しばらくの間議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局から委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は34名、欠席の委員は1名であります。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局から報告がありましたとおり、委員数35名のうち出席いただいております委員が34名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局から報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人9名、報道関係2社から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局から報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条により、本日の会議は公開することにしてよろしいかお諮りをいたします。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、報告事項に入ります。

報告第9号 新市建設計画策定にかかる基礎調査アンケートの結果について報告させていただきます。

事務局から報告願います。

○事務局（小野）

それでは、議案書の1ページ、実際には3ページからその結果ということになりますけれども、報告第9号 まちづくりアンケート（基礎調査）の結果ということでご報告を申し上げます。こちらにつきましては、策定中の新市将来構想の一部として掲載されるものでございます。

初めに、3ページ、1番、新市建設計画策定にかかる基礎調査の概要ということで、調査実施の概要でございますが、これは以前調査要領のとおりでありますし、2番、調査集計の概要につきましても、2月24日現在のものを前回の協議会で報告しております。回収数が3,000通のうち1,749ということでございますので、回収率58.30%でございますが、その後も幾分到着したものがございます。現在1,761通、58.7%に達しておりますけれども、構想に登載する際に、後から到着している分は集計の方に加えていきたいというふうに考えておりますので、今回の報告と若干数字が動くことがございます。あらかじめご了承いただきたいというふうに思います。

4ページへまいります。2番、基礎調査の集計というところで、(1)、現状に対する満足度というところでございます。初めの第1問目、設問ということになりますけれども、グラフの方で結果の方をお示ししております。グラフの見方といたしまして、満足とやや満足、こういったもの満足度の高いも

のですけれども、そちらを割合の高い方から並べているというふうになっております。ちょっとグラフ見にこうございますけれども、下側の方が満足、やや満足というような部分でございます。満足の高い割合3項目といたしましては、上下水道の整備状況、それからごみの収集・処理状況、3番目に公会堂・集会場の状況というところで、この部分が非常に満足が高いといった結果になっておりますし、不満の割合の高い3項目といたしましては、バス、鉄道などの利便性、2番目に余暇・レジャーの施設の状況、3番目、憩いの場・公園の設置状況という形になっております。

(2)番、エリア内の好きな風景・自慢できるものというようなところで、新市に生かすべき資源を認識するために、こちらの方は記述式でお答えをいただいております。

まず、1番の美しい風景や景色というところでございますけれども、結果、千七百何がしの中から1,039人、回答者の実に59.4%の方からご記入をいただいております。

6ページの方に入りまして、中条町の方からも多く支持を集めた奥胎内が、この風景の方では1番で207名、14.46%、一番高い数字でございました。次いで日本海、櫛形山脈、チューリップ畑といったふうに続きますけれども、自然豊かな土地柄、山や海、川などのポイントが高くなっているというふうに言えます。

、自慢できるもの、こちらは特産品やお祭り、イベント、歴史、伝統、施設というような形でございますけれども、グラフの方を見ていただいて、順番ということになります。結果は、1がチューリップフェスティバル163人、12.21%、これを筆頭に乙宝寺、中条祭り、胎内スキー場、ロイヤル胎内パークホテルというような順になって、観光スポットや観光イベントが上位を占めているということになります。

次の設問、(3)、7ページということになりますが、こちらは期待する施策ということで、最もポイントとなる部分でございます。30項目の項目の中から五つを選んでいただくという択一方式の設問でございました。この結果、雇用対策の充実を望む声が一番高く7.2%、次いで医療・救急体制の充実、自然の保護、それから福祉関係のサービスの充実というような順になっております。いろいろ条件を設定した集計で見ますと、ここでは職業と年代というふうなことで重ね合わせておりますけれども、生産年齢人口と言える20歳代から50歳代において無職と答えた方が非常に多かったものですから、この辺の部分、雇用の対策と絡めましてクロス集計という条件を設定しての集計をさせていただいたところ、この生産年齢で無職と答えた方の割合が4.3%ございました。中に20歳代の女性で6.7%、50歳代の男性で6.5%。回復傾向があるといいますが、平成16年1月の完全失業率が5.0%でございますので、依然厳しい社会情勢を反映しているというようなことが言えるかと思えます。

(4)、まちのイメージということになります。合併による新しいまちへの全体的なイメージを皆さんからお聞かせいただいて、新市計画の根幹ともなる基本的な方向を考えるために参考とさせていただこうと思いました。どんなまちにしたいかという設問でございますけれども、結果1位が自然の豊かなまちが一番高うございました。次いで、安全、平和に暮らせるまち、それから福祉充実、健康でいきい

きとしたまちという順に続いております。

8ページの下段から(5)、その他の意見・要望といったところがございますけれども、こちらはアンケートの最後に自由記載欄を設けまして要望を書きいただきました。こちら834人、回答者の47.7%、半数近くの方がご記入いただいたということになります。結果、総数ということになりますけれども、一番多くいただいた意見、要望としては行政サービスの向上であるとか行政改革の推進、99名、それから道路関連の要望、79名、ほか合併賛成、合併を推進してほしいという意見、60名、それから自然豊かなまちにしてほしい、57名、合併に対する情報提供を充実させてほしいという声49名というような形です。

そして、最後、10ページの3番、簡単に結果分析をしております。特に結果といたしまして、山や川、海などの自然を生かして、新市のイメージとしての位置づけを望む声が多いと。これを核にしたまちづくりを考えていかなければならないと考えております。

それから、住民生活に関連した事項でございますけれども、こちらはやはり福祉や保健・医療といった施策への要望、それから近年議論が高まっております防犯・防災に対する関心、道路、公共交通網などのインフラ整備にも期待が寄せられていることがわかります。

望む施策で1位だった雇用対策につきましては、産業の振興と密接な関係があるため、農林漁業、観光、地場産業、商業、工業、これらの振興など一体的な振興活性化を図ることが求められていると思います。

また、ごみ処理に関する住民の満足度が非常に高いものがございましたけれども、今後の施策の中でもそのごみに対する処理の声、期待する声も多く、これは環境問題に対する住民の関心度が非常に高いことがうかがえる結果かなというふうに考えております。

また、自由記載欄の方で行政サービスの向上、行政改革、こちらを望む声も多うございますので、今回の合併議論が求める方向性と似ていることから、新市建設計画の中でも位置づけを明確にしていきたいというふうに考えております。

こちら最終的には、将来構想を策定する中、具体的な施策やまちづくり事業に反映、結びつけていきたいと思っておりますし、こちらの結果につきましては、次回の協議会だよりの方で掲載される予定になっております。

以上でございます。

○議長(熊倉)

ただいまアンケートの結果について事務局から説明のあったところでございますが、今ほどの報告について何かご質疑等ございましたらお伺いたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

今ほどの報告を了承したとさせていただきます。

それでは、これから議事に入らせていただきます。

議案第5号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これは前回からの継続協議の案件でございます。

この件につきましては、本来であれば本日の協議会で両議会の意向をお聞きするところでございますけれども、両議会では鋭意協議を重ねていただいておりますけれども、先ほどこちょっとお話し申し上げますように、この3月というのは各町村とも議会というようなことで、次年度予算案、事業、こうしたものの会議等も余計あり、まず結論まで得る余裕がなかったというふうに考えられます。したがって、これらについては次回以降にもう少し時間的な審議をかけていくことが妥当であろうというふうに思っているところでございます。

参考のために、県内の先進地でもこの問題についてはいろいろと議論されてきたところでありますので、この辺の事情という観点から、今後の当協議会の議論の参考にするために、県の合併支援課からアドバイザーとして伊藤参事が来ておりますので、伊藤参事あたりから県下の状況等についてちょっと報告いただきたいと思います。

お願いいたします。

○新潟県（伊藤参事）

県内の協議会、やはり議員の扱いについてはかなり議論が非常に白熱するというか、いろんな意見が出てきます。いろんな協議会お邪魔しまして、大体論点というのはほぼ集約されています。

これから申し上げますが、論点のポイントは恐らくこれに尽きると思います。特例を使うか使わないかということですが、当然特例を使えば一定期間、議員の数が多くなるわけですが、その議員の数が増えることに対して、当然経費の増加があるわけですが、その経費の増加を問題にするのか、それとも一定期間議員の数が増えてもいいから、その多い議員の活動成果に期待するのか、どちらかに力点を置いて考えるか、そこによって原則でいくのか、あるいは特例でいくのかということが決せられるのではないかと思います。

それで、例えばこれを具体化するとどういうふうになるかということですが、論点1としまして、まさに合理化という視点で考えますと、そもそも合併というのは行財政の合理化を目指しているのですから、やはり議員の特例も原則でいくべきではないかと、こういった意見があります。これは原則支持の意見なのですが、それに対して特例を指示される方の意見というのは、確かに経費という面で限ればそういうことは言えるかもしれないけれども、例えば一般職の職員の方と比べた場合どうなのかと。一般職の職員の方は、合併をもって当然失職するということはありません。合併特例法の中で身分保障があるので、そういった一般職の方も当然合併すれば何年かをかけて徐々に、徐々に定数削減図っていくわけですが、大体10年から15年ぐらいの期間をかけて一般的に定数削減をしているのが他の協議会の状況です。そういったところを見ますと、経費面に限ればということですが、議員の場合ですと、定数特例を使えば4年、それから在任特例を使えば最大2年ということで

すので、一般職の職員から比べれば、ある意味では議員の方は合理化の期間が早いということが言えます。したがって、経費面から見れば必ずしも特例を使っても悪いのではないかと、こういった意見もあります。

それから、論点2としましては、合併による住民の不安、これをどういうふうに解消するかということがよく言われます。合併に伴って不安がないようにということで、この合併協議の場で建設計画の策定だとか、それから事務事業の調整をやっているわけですが、そうはいってもやはり合併してどんな問題が生じるかというのはわからないわけです。それを完全になくせないということで、よく特例を支持する方がおっしゃるのは、やはり一定期間、議員の方がそういう役割を果たしたい、住民の不安、そういったものを解消する役割を果たしたいと。もし原則をいきなり使う場合、場合によっては本来定数の関係から地域によっては議員を出せない、そういった地域も出てくる可能性があるかと、そういった心配もあるので、できれば一定期間、議員の方が満遍なく地域に張りつくことによって、そういった住民の不安を解消できるのではないかと、こういうことで特例の支持の方はおっしゃいます。

これに対して、原則支持の方は、そういったことは確かにわかるのですが、それは本来定数の議会でも十分活動できるし、それからいろんな区長さんだとか、それからいろんな団体があるのかなと思いますけれども、そういったところから行政に対していろいろと要望が出せるわけですから、その辺は心配ないのではないかと、こういうことをおっしゃっています。

それから、論点の3ですけれども、今とちょっと若干似ているのですが、基本的にこの協議会において最終的には合併協定書という形で議論が終結するわけですが、この合併協定書はある意味では紳士協定でしかないわけなのです。法的に別に拘束力のあるものではありません。したがって、この紳士協定である合併協定書をいかに合併後の市において実行担保にしていくか、こういった点も非常に重要になってきます。

それで、特例を支持する方は、一般的にはやはり合併協議の場でいわゆる議員の方ですが、この建設計画の策定とか、あるいは行政制度調整にかかわってきたので、やはり自分たちが責任を持って新市においても責任を果たしたいということをおっしゃっています。

これに対して原則を支持される方は、さっきの論点2とも同じなのですが、それは本来の議会でも十分できるのではないですかと。決して議員さんはオーケーしなくたって、自分たちで少数精鋭でも十分できるのではないですかということをおっしゃいますし、場合によってはこれから議論になりますけれども、合併特例法の中で地域審議会という、そういったものに対応した組織も考えられます。したがって、必ずしも特例を使わなくてもいいのではないかと、ここでいくとおっしゃっています。

それから、これは論点4ですけれども、必ずしも1、2、3とは余りちょっと関係しないのですが、新設合併の場合ですと、基本的には首長さん、それから助役さん、収入役さんあるいは教育長さん、こういった特別職の方は全員失職されます。したがって、それとの関連で当然公選である議員さんも失職すべきではないかと、こういうことをおっしゃいます。これは原則の方の意見です。

これに対して特例を支持される方の意見として考えられるのは、確かに特別職ということであればそうなのかもしれませんが、議会というのは合議制の機関だと。1人の方がやっているわけではなくて、複数の議員で初めて合議体である議会を構成しているわけです。したがって、首長さんは合併によって失職するのは、それは当然だと思う。なぜかという、それは執行機関は新市においては二つはあり得ないということです。それに対して議会は一つになりますけれども、その構成員である議員さんは、必ずしも失職しなくてもそのまま存続しても何ら問題はないのではないかと。それは、その合併特例法という法律がそれを認めているがゆえに在任特例というものもあるのではないかと。ということで、必ずしも首長さんが失職するかと、当然に議員さんが失職する必要はないということをおっしゃっています。そういうことで、大体これ以外にも若干議論する余地はあろうかなと思いますけれども、ほぼこの4点に絞られてくるのではないかなと思います。したがって、この論点の原則支持の考え、それから特例支持の考えをどういうふうに考えていくのか、それによってこの結論が出てくるのではないかと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

また、この件に関しましては、先日行われた委員の方々の勉強会で本題としたものではございませんでしたが、委員さんから議員の取り扱いについて発言がいろいろあり、身近に議員さんがいなくなる不安があるので、特例を使ったらいいというような方、あるいはまた特例はいいが、住民の目線に立って内容を検討してほしいとか、余り時間をかけないで決めたらどうかというようなご意見もあったと聞いております。特に住民代表の委員さんの方々からご意見等がございましたら、いろいろとまたご意見をお聞かせいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。何か。

はい、どうぞ。

○片野委員

きょう、まずアンケート結果、きのうですか、資料をもらいまして見させてもらって、その最後の方の自由記載欄のところで行政サービス向上、職員・議員削減、行政改革の推進ということで、これがまずトップに上がっているわけですね。私も、この役を仰せつかりましてから、やっぱり地域の方々といろいろ話をしていますが、議員さんの定数のことに関しては、全部の方が原則設置選挙という返事です。私の行動範囲というか、大体おわかりの方だと思いますけれども、この中条の地区から向こうの浜の方からあっちの方からということでございますけれども、皆さん原則設置選挙ということでおっしゃられます。中には26の定数なんて要るのかななんていう、20くらいでいいのではないかと、という方もおられました。

そこで、私としての考えもここで述べさせていただきますけれども、私も一応原則設置選挙でいいいただければなというふうな考えを持っております。ただ、新しい市が一つの区としてやった場合、ちょ



っと厳しいのではないかなと思うので、1期限りくらいは区割りがあってもいいのかなというふうな私の考えは持っております。私はこういう考えを持っておりますので、ここで皆さん、住民代表の委員の方々がおられますので、それぞれの委員の方々から皆さんはどのような考えをお持ちなのか聞かせていただければ、私としては非常に幸いなのでございますが。

○議長（熊倉）

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○齋藤委員

この問題につきまして、ただいま町長さんの方からも補足説明がございましたけれども、18日ですか、学習会がありましたときに、この問題につきまして、本当に委員の方々全員が自分のお考え、そして立場、地域性、それぞれ本当に考えられて、真剣に考えて臨んでいるわけです。そして、その意向をみんな一言ずつ述べられました。それを聞いたときに、この合併というものは、今までは、事務的なものが主でありましたから、たんと進んできたような気配がしますけれども、やはり本当に深刻に考えていかなければならないのだなと。そして、この準備期間というか、合併までの期間を事細かに私たちが討議することによって、合併した暁は問題がなく、あっちにもこっちにも後始末をしなければならない。合併して不平、不満が多かったということでは私たちの任務と言えども大げさでございますけれども、そういうものが非常に寂しいものになってしまうのだなということをつくづく感じました。

そして、ただいまの県の伊藤参事さんのご説明にも耳を傾けて、大体原則でいくか、あるいは特例でいくか、こういう問題が、こういう考えがありますということで、私も一つ一つお聞きするに、ああこういう点はこうだなとうなずけるのですが、それを現実に持ち帰ったときに、果たして中条町は黒川村との合併で、これはどうすればいいのかなというふうな私自身ちょっと揺らいでおります。

地域の方々のお茶飲み話といいますか、その辺のお話を聞くにつれて、この生活がしにくいときに、やはり2年間特例を持ってきた場合に、十何人の方々のその報償費というのですか、それはばかにならないのではないかしらというふうなお話を耳にした段階で、みんな考えているのだな、深刻なのだなということを感じさせられました。

それから、ちょっと議員の数ということとは違うのですけれども、この前の学習会のときに、黒川さんのある委員の方々が、合併するに当たって、やはり地域の実態というものを自分の目で確かめ、肌で感じていただきたいとおっしゃったのです。中条の役場の車でもいいし、黒川村の役場の車でもお借りして、まず回っていただきたいと、そして実態を知っていただきたい、これが希望ですと切実な声でおっしゃったわけです。それを考えたときに、確かに今現在は交通が整理され、交通機関が発達してどこでも簡単に行けるような状態です。しかし、ここにいらっしゃる方々の中で、黒川村の方の黒俣とか、あるいは南俣とか鋤江、あっちの方面の方は、ああこんなところにわずかな集落があったのか。全部舗装はされているけれども、この方々がやはり合併に関しては何か不安な気持ちを持っているのではない

かなということを見ることによって、足を運ぶことによって感じ取ることができると思います。

また、その反対に、黒川さんの方で中条を考えたときに、もう声を出せば荒川町海老江に届く桃崎浜、あるいは橋一本でもう紫雲寺町につながる北成田、その辺を考えたときに、うん、これも広域な範囲なのだ、ここまでは知らなかったというふうな黒川さんの方々もいらっしゃると思います。大変いろいろなことで私たちも日々忙しいかもしれませんが、そういうふうな各地域をまず知って、そしてそこからまた何かが考え出されるということを考えてときに、ぜひこういう機会もつくっていただければ幸いと思います。

大変長くなりました。

○議長（熊倉）

ありがとうございました。

ほかに黒川さんの方で何か。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

黒川の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま先ほどの報告等にもありましたように、例えば（５）番、その他の意見・要望というようなことに関するところでございますけれども、その辺の上位を考えたり、あるいはまた基本的に住民投票なしで今回のアンケートをもって、そしてそれらを新しいまちづくりのために、それを十分に生かしながら、禍根を残さないような新しいまちをつくりたいというようなお話をちょうだいしておるわけでございます。その辺を考えてみますと、今回中条町、黒川村、この合併というのは普通の市に昇格する合併ですと５万人以上、今回特例を使った場合３万人以上というような形の中で、市の新しいまちが誕生するわけでございますけれども、その辺を考えますときに、非常に県内のウエートといたしますか、市の人口数あるいは力といたしますか、指南力といたしますか、それら将来的に考えた場合は、いまい何か弱さを感じるような気がするわけでございます。

そして、しかもここでこれからそういうふうな新しいまちづくりをするためには、ここでいろいろな形の中で真剣な形で、将来にわたってすばらしいまちだ、やはりそれぞれの立場に合った人たちは、その場に臨んで真剣に討論をしていただいた、そしてこのようなまちづくりができたのだなというような形のまちをつくっていただきたいと考えておるわけでございます。それには、やはり議員数の減少もあろうかと思うわけでございます。それは、財政的な面でいろいろな形があろうかと思っておりますけれども、将来にわたって力強さを求めるならば、その辺を真剣に討議するのであるならば、今回は新しいまちづくりのために多少の議員の云々というのは、やはり考慮してもいいのではないかというような気がします。

その辺を勘案しながら、やはり議員の皆さん方も、あるいはまた町、村の当局の方々、そして委員の方々も将来展望の中で、10年後特例が切れた場合でも自立できるような、やはりきちっとしたまちづく

りの展望があってほしい。これらが出ないと、やはりそれぞれの立場の住民たちが不安を持って臨んでいると思うわけですので、それらのことも踏まえながら、特例が切れた場合、今度は自力でどのようなまちが形づくられていくのか、そういうことを真剣になって考えるならば、やはりここに若干の人数、そしてまた若干の限られた特例を使ってすばらしいものをつくり上げていただきたいな、私はこのような感じで望んでいるわけです。よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

特例の方でやっていったらどうかというご意見でございますね。

○鈴木委員

はい、それは十分特例を使いながら、将来に禍根を残さないような力強い新しいまちをつくっていただきたい。それにはやはり中条町さんの今まで活動された方々、そして黒川村の活動された方々、それはやはりきちとした形の中で貴重な審議の時間をとりながら進んでいただきたいなと私は希望します。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○小野委員

中条町の小野でございます。

私も青年代表ということでこの席にお邪魔しておりますが、今の鈴木委員さんのご発言のとおり、やはり確かに行政サービス、それから行政改革の答案もアンケートの中に多数ありましたけれども、これからの雇用ですとか、これからのまちづくりという要望も多くあるというのは見過ごせないアンケート結果ではないかなというふうに思います。高速交通体系が整備されて、新潟から30分で来れるこの地域でございます。隣の新発田市も合併して大きくなる。新潟は100万都市を目指して政令指定都市になる。その中で地域間競争が起きる中で、この中条、黒川が占める位置というのは、大変重要な形になってくるのではないかなというふうに思います。そうした中において、ただ単に議員さんの定数を新しくするというよりも、それぞれの歴史があって、それぞれの発展を遂げてきた両地域でございますので、その歴史を踏まえた中で、これからどういう形で新市計画、将来展望をつくっていかなければいけないのか。一人でも多くの知恵を結集すべきときではないかな、そのための任意合併協議会ということでこれだけ多くの人数でお話し合いをしているのではないかなというふうに思います。

また、そうした中で、日本の政治の中で議会民主主義制度で議員さんに一票を託しながら民意を反映していくシステムが日本にあるわけですので、そのシステムをやはり最大限特例という形で認めていただけるということであれば、その中で最大限の民意を拾っていただけるシステムを活用した方がいいのではないかなというふうに思います。住民投票云々ということもありますけれども、議員さんも住民の声を引き上げて議場の方に行っている民意の代表、民意の塊というふうに私は認識しておりますので、その方々がより多く集まって民意を反映させながら新市計画を持っていただきたいなという気

持ちであります。

また、この任意協議会のメンバーのご意見も、この後新市計画の検討会議で拾い上げていただける機会もつくっていただけると。まさしくダブルで話し合いができると。また、民間は民間でNPO活動なり、各種ボランティア活動でいろんなまちづくりの提言をしたりという形で活動していますので、またそういった意見も議員さんに拾っていただきながら前へ進めていけば、より二重、三重という形でこの地域のまちづくりが人ごとではなくて住民本位の、住民参加でつくっていけるまちづくりに向かって行けるのではないかなというふうに思ひまして、できるだけの特例措置を使って民意が反映できるようなシステムをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊倉）

ありがとうございました。

ほかにお隣さんはいかがですか、坂上さん。

はい、どうぞ。

○坂上（隆夫）委員

やはり中条町、黒川村、その地域地域に姿勢というものがあると思うのです。やはりさっき伊藤参事さんからもおっしゃられましたように、その地域の方々が不安になるというようなことで、もしかすると、さっき言われました胎内地区というか長谷地区、また南俣方面、どちらかというところと過疎というところの部分の人は、もしかすると心配があるのではないかなというような中で、身近な人をお願いできるようなことがあれば、議員さんの特例を使っていただいて、やっぱり住民の意見を取り上げていただけるような形をとればなというふうに思ひます。

○議長（熊倉）

はい、どうもありがとうございました。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

せんだってもしろいろと勉強していただいているわけですから、これはどこまでいっても特例にいくか、新設にいくかという二つしかないわけでありますので、ただしかし、ここで私の気持ちを申し上げてしまうのもどうかと思ひますけれども、進める意味で私はこれについてこう考えるということをもまず一応お聞き取りいただきたいと思ひます。

今ほどお話の中に合併の効果ということがありまして、たしかこの目指す目標の中には、財政上、職員数並びに議員数、こうしたものの削減を図りつつ、財政を豊かにしていくということもねらいとしては大きいのでありますが、やはり私はこの町村合併というのは、そういう収益的な効果というものを急ぎ過ぎてはならないと。やっぱり一番怖いのは、合併をして後からだまされた、だましたという不信

感みたいなのが残ることだけは絶対避けねばならないと。やっぱり最後まで必要になるのは相互の信頼感というものをまず一番必要とすることであって、そして収穫はゆっくりしようと。余り青刈りを刈り取ってしまって、そしてさっぱり収穫なかったという、そういう功を焦ることはちょっと避けたいなという気持ちであります。したがって、前からこれについては特例を活用させていただいて、ただその期間については、今いろいろと意見があるわけですから、法律では、特例法では2年を限度にして、2年までやってもいいということになってはおりますけれども、今のいろいろの発言というようなものを斟酌させていただいて、その特例の期間というものが世の中でよく折衷案というのがありますけれども、折衷案に近いような形で、議員の方々も何といったって、この合併というのは最後は議員の方にオーケー出してもらわないとだめなことでありますので、議員の家庭の事情もありましようので、特例ということのひとつ承認させていただいて、今いろいろとお話しありました件を斟酌して、任期中に特例の適用期間中については、いわゆるそうでない目線の人のごことも配慮に入れて考えていただきたいなというふうに思うのでありますが、いかがでありますでしょうか。

はい、どうぞ。

○丸山委員

特例ということは今会長の方から言われましたけれども、同じ特例をやるにしても、それがいいかどうかという点で、合併の期日にもよるといこともつけ加えていただきたいと思うのです。10月1日で特例ということであれば、全く話が変わってくるわけですから、合併の期日がはっきりしないで特例するというを確認するかどうかというのは、まだ早いというふうに私は思います。

○議長（熊倉）

これは、合併、では早く決めようかということになると、またそこにまだ合併の日取りは決めなくてもいいではないかということで今日まで来ているわけなのですけれども、大体めどとしては17年の秋ということで、秋といえは9と10と11しかないわけでありまして。結局この問題は中条町の議会議員の任期がその9月の29日だという非常に微妙なところにあるものですから、それで本来ですと、10月の29日ぐらいたいという、10月1日というのが何か歯切れのいい月なのですけれども、10月1日ということになると、中条町の議会議員は1回選挙をやっておいて、そして10月1日に合併をします。そして、それから特例を使っても2年ですし、特例使わなければ2日か3日つないで、また選挙というようなことになるものですから、それで前から私は希望として9月1日ということは申し上げてきたのですけれども、これについてももう少し待とうというようなことなのですが、今お話しのようになってくると、合併の期日と特例の期間というものを一緒に決めてしまうということになれば、これはほかの委員さんたちはどうってことないのですけれども、問題は議会の方の関係に問題というのか、意見を聞かないということ困る問題ですので、今はここで決めてしまっという事は、ちょっと後々の問題になると思しますので、意見のあったことはお聞きしますけれども、やはり特例ということで、最終の2年間満願に使わないで、できるだけ設置選挙をやれという人の意見も斟酌した期限内で議会の方々にその趣旨をわき

まえながら協議をしていただくということにしたいと思うのですが、片野さん、どうですか。

〔「継続……」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

継続、はっきり決まっているのではなくて、要するに特例を用いると。設置か特例かと二つあるわけです。いろいろな理由はあるけれども、まず設置ということになると、合併と同時に選挙を行うと。それから、やっぱり1日から2年にわたって特例を利用すれば在任する期間があるわけです。だから、その二つのうちどっちにするかということであれば、まず特例という方にしてもらって、期間というものは1日ではだめでしょうから、それを半年にするのか1年にするのか1年半、2年とあるわけですが、そこらあたりを議会の方々にいろいろと協議をしてもらって、そしてやっぱり設置選挙をやれという人の意図というものも皆さんたちから話も聞いているわけだから、それらを踏まえた上で決めてもらうというふうにしたいと思うのです。

○小野委員

小野でございますが、企業とこういった政治の関係は違うと言われればそれまでなのですが、企業も今大変経済情勢の厳しい中でリストラというような形で、まさしく経費を削減して、どうやって売り上げを伸ばしていくかというような議論をしてやっているわけですが、ある程度今回の議員の削減なんかもリストラの一つなのではなかろうかなというふうに思います。その中で、ある程度の身分なり期間なりを決めずにできた、腰の座らない形で議論を前へ進めていってもいかなものなのかなと。ある程度民意の代表たる議員の皆さんの特例を使うなら特例を使うということで決めて、任期をある程度決めていただいて、この期間で集中審議するのだと。町民の皆さんの方から、そんならだら議論をしないで、短期集中でその特例の期間で経費のかかる部分は短くしながら、そのかわりきちっとしたこれからの新市のものをつくってくださいと。その新市の計画もあやふやな中で、また設置選挙で民意をがちゃがちゃやるというより、議員の皆さんの立場をきちっと固めた上で前へ進むという方が、民意の代表たる議員の皆さんが、これからそれぞれ皆さん民の代表でしょうから、どういう政策ビジョンを持って住民に訴えていくのか、その辺がきちっとするのではなかろうかなというふうに思います。ただの数合わせではないと思いますので、その辺議員さんの仕事としてきちっとまっとうしてから設置選挙という形が私は望ましいというふうに思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○渡辺委員

議員の身分の問題でいろいろご意見をいただいておりますが、今私どもの方も黒川村さんと、先ほど会長さんの方からお話しあったように、ちょうど3月議会の最中でございまして、できれば4月早々に双方の考え方をある程度方向づけしようではないかというふうな形で、お互い特別委員会同士で今話している最中でありまして、確かに今ほどおっしゃった内容、重々皆さんにご迷惑かけているのはわかる

のですが、できればもうちょっと時間をいただきたいと。そして、やはりどうあるべきかという、基本的な考え方を踏まえた中で皆さんにご提示できればなということも一応考えて、特別委員会で今そういうことを踏まえて議論しておりますので、確かに今会長のご意見も私たちにとってはありがたいご意見なのですが、でも議会、そこまで具体的なところまで今進んでおりません。早急に皆さんにご報告できるように、黒川村の特別委員会と合同で早急に態度をあらわしたいということを思っておりますので、できればもうちょっと時間をいただければ幸いというふうに思っております。

○議長（熊倉）

はい、どうもありがとうございました。

○松浦委員

今ただいま会長さんのお話がありました。そのご意見に大賛成ですので、ぜひその方向づけでやっていただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

黒川さん、何かありますか。

○布川（嘉一郎）委員

黒川村の布川でございます。

先ほど中祭町の委員長の渡辺委員長から発言ありましたとおり、近々中にまた中祭と全議員で会合を持って、この問題を結論を出したいというところまでいっていますので、そのような方向で検討しておりますので。

○議長（熊倉）

はい、どうもありがとうございました。

では、どうぞ。

○黒川村長

ご意見いろいろ出ておりますし、小野さんの方からも出ております。我々合併に関して協議しているわけでございます。お医者さんも患者のためにお医者さんがあるわけでございますし、合併も政治もそうでございますが、住民のための政治であるというような観点の中において、ましてやこの特例法というか、議員の関係につきましては良識ある議員の皆様方がおられるわけでございますので、この民間のご意見を踏まえながら、両方の議員の方々に遺恨のないように早急に話を詰めていただければなというふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

どうもありがとうございました。

### ○近委員

ただいま皆様からいろいろと両町村の議員の皆さん、そして会長さんのご意見とかいろんな委員さんの意見を聞きましたところ、私が思うには早急にというか、継続審議という形で議員さんの方に持ってってもらって、特例というものは最大限使うのか、それとも短くするのか、それらの方を継続審議という形で持って行っていただければなと思っております。

### ○議長（熊倉）

わかりました。

さっきちょっと出過ぎて早く言いましたけれども、今も特例なら特例ということだけをきょうはできれば決めさせていただいて、その期間についてはもう少し議員の方々に時間をかけてもらって、設置選挙をやれという住民の方もあるということも発言あったわけですから、そういうことも耳に入れながら、そしてほどよい形のを両議会の人々にこの次の協議会までには決めていただくと。これは余り長くしていると、そこにいるような不信感がかえってわいてくるような感じもいたしますので、今皆様たちから話ありましたこと等を議員の方々が踏まえていただいて、きょうは特例を使うのだということだけを決めさせていただいて、あとは期間中については両議会でもう少し協議をして、次回にそれを決定させてもらうというようなことにさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

### ○須貝委員

中条の須貝ですが、先ほど丸山委員から発言がありましたように、中条議会における特例に対する認識については、非常に意見が現在割れている状況にあるという認識をせざるを得ない状況であります。会長は、特例が一本であるかのごとく表現されますが、中条町議会の議員にとって特例は17年9月29日の前における特例を使うか、9月30日以降の特例を使うことになるのか、これによって非常に大きく違うわけでありまして。

会長からもちょうと説明はございましたが、中条町議会は9月29日に任期が切れるわけでございますから、通常約1カ月前、8月の下旬をめでに改選の選挙が行われているのが通例であります。その点でいきますと、新しい議員が任期特例を受けるのか、4年を任期満了直前にまでいっている議員が、さらに任期特例を受けるのか、そのことについて議員自体の中でも今いろいろと議論をしておるところであります。それは、もちろん議員の身分をわきまえ、住民の代表であるという認識のもとでやっているのですが、それでもなおかつ意見の隔たりが非常にあるわけでありまして。率直に申し上げれば、4分の1くらいは改選をされた議員によって任期特例を使わせてもらった方が、黒川さんの議員さんの任期等の関係からしてよいのではないかという意見もあります。また、9月合併を目指せば、そのまま4年で任期切れる直前の議員が5年ないし6年任期という特例も現実的には可能なわけでございますから、そういうことがこの合併の目的からしていかなるものであろうという意見があるわけでありまして。そのことを調整をして、最終的に黒川村議会さんとの協議の中で一本にできるかできないかは今予断できませんが、いずれにしても、来月の上旬にはそのことについて両町村議会で詰める努力をして皆さんにお諮りして



いただけるものにしたいというふうにと考えてるしだいで、特例と委員長は考えておられるわけでございますから、今特例を使うか使わないかというのは、その特例に二つの特例があって、それが中条町議会にとっては大きな判断のあやの段階にあるということを一いつ会長を初めきょうの審議会の委員の皆さんにもご理解いただいた上で両議会が提示する原案を決めていくという形が今の残念ながらいいですか、スケジュールだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（熊倉）

須貝委員には悪いけれども、今のお話というようなのは一般の人には何言っているかわからないかと思うのです。ただ、これ中条の特殊事情だと思うのです。

例えば今言うのは、私どもは9月1日ということ、そういうことを避けるために言っているのです、今言うのは10月1日ということにすれば、その問題が起きてくるわけ。いずれにしろ、2カ年ということになりますから。ただ、今の人に特例を与えるのか新議員に与えるのかということなのです。だから、それはそういう事情というもの是一般の方々から言ってみて、ちょっと議会の方はすぐわかるかもしれないけれども、一般の人が非常に認識しにくいことだと思うの。だから、そういうのであったら、合併はいつにしますと、9月1日ではなくて10月1日にするというのもあわせ決めればいいのですけれども、これもまだ延ばす延ばそうということで延ばしているものだから、やっぱり今のような問題が絡んでくる。だから、このことはほかの方々にとしてみると、一体何見ているのだろうということで、きっと意味がよく通用しないと思うので。

○須貝委員

失礼ですが、私はそうは思いません。むしろ会長はそういう考え方をされておられるかもしれませんが、一般のと言いますが、一般の町民、村民も含めて、もちろんきょうの審議会の委員の皆さんも、その辺の議員の任期特例を使うことに対する中条町議会の置かれている立場というのは相当十分認識されておるのではないのでしょうか。それだけに私ども苦しんでおるといふふうに考えるのですけれども。

○小野（金吾）委員

合併の期日を議員だけで決めることができるのですか。皆様にきちっと同意のもとで決めるのか、それとも議員だけで決めていいのか、その辺で特例が須貝さんや丸山さんの問題とも絡んできますので、その辺を皆様にお聞きいたしたいと思います。

○議長（熊倉）

それは、全員協議会で一応決めることが先です。その原案というものが議会で否決されれば、これはもう合併に進めないことですから、私はやっぱりここの協議会の中でそういうものが決まった。それが最終的には各議会で原案として承認される時期があるわけですので、まず議会が先にそれを決めてから協議会に来るといふものではないというふうに理解します。したがって、今ほどいろいろお話が議会側でありますので、どっちみち、きょう全部決まるわけではありませんで、この次の4月にきちんとその特例を使うか使わないか、特例を使うとすればいつかということも含めてきちんとみんな決めるという

ことを両議会で協議してやってもらいたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

黒川の方はよろしいですか。

中条の方はどうですか。

○丸山委員

それは、今つくらねばならぬということだから、期日の問題がやっぱりかかわってくるということを経済委員、さっきから言っているわけです。そこまでは決めてもいいということなのですか。

○議長（熊倉）

何を決めるというか。

○丸山委員

話を。

○議長（熊倉）

素案を出すということです。何も今議会側で話が合わないからこうなっているのであって、今度合わせてくれということなのですから、それを今度皆さんに一応諮ると、そういうことだから、きょうは本当は特例だけを決めて任期は、何年特例を使うかということだけは継審にしたのですけれども、では全部継審にするから、そのかわり二つともまとめて4月には決めるということを決めてほしいということをお願いしますが、ほかの委員の方々もそういうことでひとつご了承いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

議長の不手際で、どうも大変ご迷惑をおかけしましたが、結局は同じことになりますから、4月には議会で全部決めてやってくれということでありますので、ご了承いただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。

それでは、大変議長が下手で申しわけなかったのでありますけれども、続きまして6号議案に入りたいと思いますので、では説明をお願いします。

6号議案の新市の名称の募集要綱についてを議題といたします。

この案件につきましては、前回提案説明させていただいた案件であります。その一部を修正させておりますので、修正案として提出しております。これについて私もちょっと前回目通しするのが粗雑でしたので、申しわけないと思っておりますが、その点事務局よりまた説明させますので、お聞き取りいただきたいと思っております。

○事務局（羽田野）

それでは、21ページをお開き願います。

先回の会議におきまして、新市名称募集要綱をご提案申し上げましたが、今回その中の選定方法について変更させていただき、一部修正案として提出させていただいたものでございます。変更の内容につきましては、お手元に配付してございます新旧対照表でございますけれども、それをごらんになっていただきたいと思います。その対照表でご説明申し上げたいと思います。

対照表の下段の新市名称候補選定基準及び選定方法、ここで旧の方でございますけれども、2、新市名称の選定方法、新市名称候補選定基準により下記のとおり選定を行う。(1)、第1次選考、(2)、最終選考とございます。これを下記のとおり選定を行う以下を削除させていただきまして、新しく新市名称候補選定基準により応募された作品の中から上位5点を選定し、協議会に諮るというものでございます。

この修正に伴いまして、上段の方を見ていただきたいと思いますが、旧の方、右側の方でございますけれども、4、応募作品の取り扱いと。その(2)、新市の名称の候補選定及び新市の名称の決定に当たっては、応募された名称ごとの応募数は考慮しないものとするというものを削除させていただきたいということでございます。それで、新の方で左側の方でございますけれども、(2)の削除によりまして、3を(2)にさせていただきたいということでございます。

それから、6の記念品贈呈でございますが、右側の旧の表でございますけれども、その(1)、名づけ親大賞、10万円相当の全国共通商品券、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から決定し、1名に贈呈する。なお、応募者が複数の場合は抽せんにより1名決定するというのを左の新の方でございますけれども、新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽せんにより1名に贈呈するというものでございます。

それから、右側の(3)、特別賞、3,000円相当の地域特産品、第1次選考に選ばれた10作品の応募者でとございますけれども、左の新の方では選定基準により候補に選ばれた5作品の応募者でということで修正をさせていただきたいということでございます。この選定方法の修正でございますけれども、これはやはり応募していただいた方々の意向を尊重した形で第1段階の選定を行うものでございます。

以上、この修正箇所の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長(熊倉)

今事務局から新市名称募集要綱について説明があったところでありますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○丸山委員

今新旧の修正の説明だけありましたが、修正しなくてはならない理由については聞かされていませんが、それについてお聞きしたいのですが。

○議長(熊倉)

その趣旨は、公募をするという、公募の中から今度審議会の中での選び方なのですが、公募をした上

から後、多いものから5ぐらいを議題にのせようというのが今回の修正提案の内容なのです。前のやつは、100あったとすれば100あったところから各委員から二つほど出してほしいというような、そういう選定の方法でしたので、私はそこをよく見ていなかったのですけれども、少なくとも公募という限りは、やっぱり多くの名前の出たうちから一番余計なもの等を言うわけではないけれども、五つぐらいに絞った中で委員の皆様たちから協議をしてもらおうというふうにした方がいいだろうというふうに訂正させてもらったという内容であります。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

では、ご異議ないようでございますので、第6号の新市名称募集要綱については原案のとおり決定させていただきます。

次に、7号の地方税の取扱いについて議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明をさせていただいた案件でございますが、ご質問なりご意見等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○渡辺委員

地方税の法人税割のところ、調整内容が税率は13.2%とする、ただし合併年度は現行のとおりとするというふうに調整されてございますが、これは裏の方に資料が添付されておりますが、実際例えば中条町であれば税割納税者が263、黒川村さんであれば40と。その中条町で13.2に置きかえた場合、1,847万円の減収というふうにこれ出されておりますが、余りにも減収幅が大き過ぎるのではないかなというのが一つ。これから制度調整いろいろやっていく中で、例えば最終的にトータル的に見た中でもう一回調整みたいなのはあるのかどうか。やはりその都度その都度中身を確認していくのであれば、トータル的にどのぐらい増減といたしますか、が見えない中でいかがなものかなというふうに思いましたので、その辺負担は低くサービスは高くというふうな基本に基づいて考えておられるのかなとは思いますが、余りにもこれを見ますと額が大き過ぎるというふうに思いますが、その辺の考え方をできればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（熊倉）

これはルールに従って、前回提案をし、そしていろいろ研究をしてもらって次回というふうな、今回決めるということになっているのでありますが、他のものについては、全部確認をいただいているわけですが、法人税について、ご指摘のような点ありますので、いろいろ異論というのか、もう少し精査せねばならないものと、あと決まったものは了解してもらって前に進むというような処理方法にさせてもらい、今指摘のありました法人税の問題は、その負担は安い方に合わせようということで、まず機械的に調整したけれども、今黒川の方が安くて中条の方が高い。中条の方が黒川並みにおろしてしまう

と、年収で何百万というもので減収になるということで、こういうものを積み重ねていって、いい町村合併やったつもりが、大きな減収になってしまうということになっても大変だという忠告でもあろうかと思しますので、今の言われた法人税については保留ということにして、もう少し審議させてもらうということで、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

そういう意味で、ひとつご審議いただきたいと思います。

渡辺さん、それでいいですね。

○渡辺委員

はい、わかりました。

○議長（熊倉）

ほかになければ、ないところ、今の法人税だけを保留ということにして、あとについては一応ご了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ご異議ないようでございますので、地方税の取扱いについては、議案第7号、一部保留といたしまして、残りのものについては原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第8号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて議題といたします。

説明をお願いします。

○藤木農業委員会事務局長(中条町)

それでは、議案第8号に農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。

初めに、皆様のお手元にあります議案第8号別紙を見ながら説明したいと思いますので、見ていただければと思います。現在の中条町、黒川村の耕地面積と農家数及び委員の定数についてであります。この表のとおり、一応農地面積と農家数に基づいて農業委員会に関する法律の施行令2により30人以内とした定員になっております。農業委員会に中条町、それから黒川につきましては、定数が中条が16名、黒川村が12名という定数条例で定められておまして、選任委員につきましては、中条町が5人、黒川村が4名という形で、合わせて選挙委員が28名、選任委員が9名という形になっております。

この定数と任期の取り扱いの提出案件の1から3番の選挙による委員の定数の20名という形、そのほかのこと書いてあるものについて、入る前に農業委員会の性格から述べていかなければならないと思いますので、ちょっとお聞きください。農業委員会の性格としては、選挙で選ばれた委員を中心に構成された合議体の行政委員会であって、その所掌事務の執行については、市町村長の指揮監督を受けない団体だという形になっております。

二つ目に、2ページのところを見ていただきたいのですが、農業委員会の数であります。一つの市町

村に一つの農業委員会が原則であります。

それから、(4)のところでは、農業委員会の委員の構成になっております。これにつきましては、選挙委員と選任委員から成っております。選挙による委員の定数は政令で定められておまして、耕地面積、それから農家戸数で中条町、黒川村さんも30人以内という形になっております。そこで、選挙についての基準は、特に選挙するときには政令で定める基準により、条例で二つの選挙区を設けることができるわけです。選挙区については、選挙区についての基準は、区域の面積が500ヘクタール以上か農家戸数が600以上となる場合であって、中条町、黒川村もこの基準を満たしているところでありまして、選挙区を設けたいという形を考えております。各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数はおおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないことになっております。選挙人の数は中条町が4,759人、黒川村が1,405人で3対1となっております。選挙人の比例定数の参考の表を見ていただければわかると思います。これは1ページのところに書いてあります。

それから、選挙委員のところの定数の基準を考えた場合、一応今までは選挙委員というのは選任委員のおおむね3倍ぐらいを見込んでいたわけです。現況のところでも申し上げましたように、黒川さんの方では選挙委員が今12名になっておまして、選任委員が4名、だから3倍ですので、12名という形を考えておりました。中条町の場合も現在の選任委員が5名でありますので、16人と、おおむね3倍という形で選挙委員を定数としていたところであります。

それで、2ページの右側の中ほどの表を見ていただければと思います。選挙人の比例定数、(3)項というところにあります。法定投票委員の定数は30人以内と定められているわけですがけれども、選挙委員の数が24人の場合、22人の場合、21人の場合、20人の場合、18人の場合もあるわけですがけれども、こういう形を一応試算して検討したところでありまして、24人の場合になった場合は、中条町が18、黒川村が6、22の場合は17、5、21の場合は16と5、20人の場合は15と5という形で比例でもって算定される場所であります。それで、現在の両町村の委員会等で検討した結果、中条町が現在16名でありまして、それより下回らなければならないという協議の中から、20人の選挙委員の数を設定して、第1回だけを一応選挙区を設けたいというようなお話になったところでありまして、

もう一つは、五つ目の農業委員会の委員の任期であります。選挙委員の任期は3年、選任委員は選任の日から選挙の任期の末日までになっております。

次に、町村合併に伴う場合の取り扱いであります。原則としては、合併町村の農業委員会委員は、すべて失職して委員を新たな市町村の設置の日から50日以内に一般選挙で選ばれて、選任委員は合併後速やかに市長が選任しなければならないという形になっております。このようなことから、市町村合併に伴う特例措置があります。農業委員会の方につきましては、合併特例を適用したいという形を提案しているわけです。合併特例を適用しない場合が一番問題ありまして、原則に戻り、農業委員会の設置の日、つまり合併の日から50日以内に一般選挙を行わなければならないという問題があります。失職してから50日以内に一般選挙を行うわけですが、この間において農業委員会の委員は一人もいないという形で農地

関係の事務ができなく、またさらに農業委員会の事務職員についても農業委員会が任命することになっており、この50日の間は農業委員会の会長、委員、事務職員も存在しないわけで、農業委員会に属するいかなる事務処理もこの期間できないという問題が生じるため、合併特例法を設けたいという趣旨でございます。

以上、農業委員会に関する概要を説明させていただきましたことを踏まえて、この議案の方の29ページの方に戻りますが、提案としては、新市に一つの農業委員会を設置する。

(1)として、選挙による委員の定数は20人とする。

(2)として、両町村の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新市の選挙による委員として在任する。期間については、合併の期日が決定した後に協議するという形になっておりますけれども、この辺につきましては速やかに短期間で選挙をしたいという考えでございます。要するに50日間の空白だけはどうしても避けたいという問題であります。

(3)番目に、新市における第1回目の選挙については、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、旧町村を区域とする二つの選挙区を設ける。先ほど説明したように、いわゆる500ヘクタール、600人以上という形の規定がありますので、選挙区を設けることが両町村、地区の方でできるわけですので、それを設けたいという形であります。各選挙区による選挙の定数は、中条町が15人、黒川村が5人とするという形です。

以上でございます。

○議長(熊倉)

この案件につきましては、今回は提案説明だけにさせていただきまして、次回に協議をいただくということになります。今の説明でとりあえず質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでございますか。

〔発言する者なし〕

○議長(熊倉)

なければ、一応この案件につきましては終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○松浦委員

選挙委員につきましては、このようにお願いしたいと思いますが、議会の方で選んでいただける選任委員に関しまして、黒川さん、選挙の方でかなり人数減りますので、大変こちら心苦しく思っておりますので、選任委員の学識経験、今の法改正で今度4人になるとと思いますが、その件につきましては、ぜひ黒川村さんに最大限配慮していただきたいと、そんなふうに議会の方でお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長(熊倉)

以上で、この議案第8号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについての説明を終わります。

ここで少し休憩させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

では、10分ほど休憩させていただきます。

（休 憩）

○議長（熊倉）

次から始めたいと思いますが、その前に事務局からちょっと連絡事項があるそうでございますので、お聞き取りいただきたいと思います。

○事務局（羽田野）

委員の皆様方にご相談でございますが、この後検討会ということで予定をしておりましたけれども、今回の協議、非常に長引いております。先ほど来から皆様の方からもお話しありまして、事務局の方では4月に入りまして、皆様と一緒に両町村の区域をバスで回りながら地域の視察なんかをやりたいというふうに考えておりましたところですので、その日あわせて、またきょうの検討会の資料につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、きょうは資料の方を帰りにお持ちいただくという形で、改めて検討会、ご案内差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。その点ご了承いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○事務局（羽田野）

よろしく願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、先ほど説明いたしました議案第8号から議案第14号まで、これは次回において、また上ってくる、そういう案件でありますので、説明と質疑ということになります。

それでは、議案第9号 国民健康保険事業の取扱いについて議題といたします。

事務局、簡潔にひとつ説明をしてください。

○斉藤住民福祉課長（中条町）

それでは、議案第9号 国民健康保険事業の取扱いについてご説明いたします。

第3ページと4ページになりますが、資格の取得関係でございます。これにつきましては、両町村で差異がないことから、現行のとおりとするものであります。

次の5ページ、保険証の交付方法でございますが、現在中条町では世帯単位に1枚ずつ保険証を交付しております。黒川村では1人1枚のカードで交付しております。中条町でも平成16年9月からカード化する予定でございますが、合併時点では差異がなくなりますので、現行のとおりとするものであります。6ページ、保険証、短期証の交付でございますが、滞納している世帯に対する保険証の交付でございます。これにつきましては、考え方は同じでございますが、保険証の有効期間、これが中条町では3カ月または6カ月、黒川村では4カ月以内となっておりますが、合併時には中条町の例により統一する



というものであります。

次に、7ページ、資格証の交付、これにつきましては納税相談の働きかけをしても応答のない方、こういうことには保険証にかわりまして資格証というのを交付するわけですが、これについては両町村とも差異がないため、現行のとおりとするものであります。

次に、療養の給付関係でございますが、これにつきましても両町村とも差異がございませんので、現行のとおりとするものであります。

それから、11ページ、相対的法定給付でございますが、出産一時金は現在でも同じでありますし、葬祭費につきましては中条町4万円、黒川村5万円となっておりますが、中条町でも平成16年度から5万円に引き上げられますことから、合併時では差異がなくなりますので、現行のとおりとしたいものであります。

そして、ただし支給方法につきましては、現在中条町では窓口で現金で支給しております。それで、黒川村では振り込みとなっておりますが、そのいずれか本人の選択によると、そういうふうにしたしたいというものであります。

12ページの人間ドックでございますが、助成額の上限に若干の差はございますが、合併時には中条町の例によって統一するというものでありまして、ただし合併の初年度につきましては年度途中でございまして、それぞれの町村の例によるというものであります。

なお、黒川村では100人分のみを国保会計で助成しておりまして、それを超えた分は一般会計で助成しておりますけれども、合併後はすべて国保会計で賄うというものであります。

それから、脳ドックでございますが、これは中条町、16年度からの新規の事業でございますので、合併時には中条町の例により統一するというものでございます。

国保運営協議会でございますが、人数が中条町にそれぞれ3人ずつと被用者保険と保険者代表が2人と、黒川村は各委員が2人ずつとなっておりますが、この被用者保険者代表というのは、退職被保険者及びその家族が1,500人以上、被保険者の全体の数に占める割合が3%以上の場合は置かなければならないということになっておりまして、新潟県被保険者保険等保険者連絡会議から推薦していただいて、選任しているものでございます。それで、合併後におきましては、委員の定数は各4人以内とし、被用者保険と保険者代表は2人とするものであります。任期は2年でございまして、あと開催回数などはそれぞれ必要に応じて行うというものであります。

それから、賦課方式及び税率でございますが、先般の研修会でもお話しいたしましたとおり、税率についてはあらかじめ定めておくというわけにはまいりませんで、その年の想定する医療費に基づいて税率を決定することになりますので、ここでは税率については触れないと。ただし、賦課割合につきましては、応能割、応益割、それぞれの割合としたいというものでございます。

あと納期につきましては次のページでございますが、中条町は10期、黒川村では5期となっておりますが、これは合併時には中条町の例により10期にすると。ただし、初年度につきましては現行のとおり

というものであります。

あと減免につきましては、考え方は同じでございますが、中条町の方で詳しく列記しているということから、中条町の例によるというものであります。

それから、参考資料でございますが、現在の平成15年度の税率を使って試算した場合、黒川村で中条町の税率を適用した場合のどのくらいの税金になるかということで試算したものでございますが、右側の下から二つ目の表になりますが、合計で約270万ほど税金が不足すると、逆に言えば住民1人当たりの住民の負担が軽くなるということでございますし、その下の表の右側の三角ついているのが増減する階層になります。したがって、所得の低い方ほど税金が安くなるということになります。それと、1世帯当たりの人数の少ないところほど比較的少なくなるということでございます。

以上で国民健康保険事業についての説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいま国保に関する説明をやったところでありますが、何かご質疑等ございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

一応なければ、また十分目を通していただいてほしいというふうに思います。

それでは、議案第9号を終わります。次に議案第10号の各種事務事業の取扱いについてを議題といたします。

説明をお願いします。

○斉藤住民福祉課長（中条町）

それでは、議案第10号 各種事務事業の取扱い、窓口業務についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。戸籍届の受理でございますが、双方特に変わったところはございませんので、本庁、支所で現行のとおり取り扱うものとするというものであります。

それから、4ページ、記念樹の交付でございますが、中条町では結婚した人、婚姻届を出した場合ですが、それと出生届をした申請時に対しまして、記念樹として1,000円程度の苗木の引きかえ券を交付しております。これは、かつては県の補助金があったのでありますが、今既に廃止されているということ、それから備考欄にありますように、受け取る人が年々少なくなっているというようなことから、これは廃止したいというものであります。

それから、5ページの届け書、それから証明書等の交付についてでございますが、それぞれ本庁、支所、証明書については中条町の場合、乙と築地の諸証明交付所がございまして、それぞれ現行のとおり行うというものであります。

それから、火葬許可証の発行につきましては、特に大きな差はございません。それで、本庁、支所で中条町の例により統一するというものでございます。

住民基本台帳関係、住民登録関係でございますが、それぞれこれも大きな違いありません。そういう

ことで、本庁、支所で中条町の例により統一するというものであります。

ただ、世帯分離につきましては、中条町の場合、区長の署名ということでやっておりますが、それぞれそこまでしなくても分離する双方の世帯主の届け出ということで、黒川村の例により統一したいというものであります。

住基ネットの関係でございますが、住基カードの発行につきましては、現在中条町では独自で発行しております。黒川村では地方自治情報センターに委託をしてやっております、その委託の場合は交付まで2週間ほどかかるというようなことから、中条町の例により即日交付、これは本庁のみで行うというものでございます。現在このカードを発行している枚数が中条町で6枚、黒川村で3枚と、そういう状況でございます。

次のページの住民票の交付につきましては、本庁、支所でそれぞれ中条町の例により統一して行うというものでございます。

それから、印鑑登録の届け出につきましては、それぞれ本庁及び支所で中条町の例により統一して実施するというものでございます。

ただ、下の方の認可地縁団体等につきましては、中条町ではありますが、黒川村では今のところ該当団体がないということでもあります。

次のページの印鑑登録証、印鑑証明書の交付でございますが、現在登録証につきましては中条町ではカード式となっておりますが、黒川村では手帳方式をとっておりますが、これにつきましては合併時に中条町の例により統一するというのでカード化するということでもあります。

それから、外国人登録につきましては、随時受け付けているわけでございますが、これは件数も少ないということから、本庁のみで中条町の例により取り扱うというものでございます。

証明書につきましては、それぞれ本庁、支所で行うというものであります。

それから、昼休みの対応などございますが、昼休みは本庁、支所で現行のとおりやると。

それから、中条町では夜間毎週水曜日、午後7時まで窓口業務をやっております。そんなことで、これにつきましては本庁のみで中条町の例により実施するというものであります。

あと証明書交付所、中条町に2カ所ありますが、それは現行どおり行うというものでございます。

郵便請求につきましては、本庁の方にしか来ないはずでございますので、中条町の例により行うというものであります。

それから、法的個人認証でございますが、これはインターネットを通じたりしていろんな申請手続等を行うものの住基カードに暗証番号を取りついたり読み込ませたりするものでございますが、これはカードの発行も少ないということもありますので、黒川村の場合、これも委託になっておりますので、本庁で現行のとおり実施したいと、そういうものでございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

以上で窓口業務に関する取り扱いについての説明をやったところでありますが、何かご質疑等ござい  
ましようか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別なければ終了したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議案第10号の各種事務事業の取扱いについての説明を終わります。

次に、議案第11号 各種事務事業の取扱いについてのうち環境衛生に関する部門、この説明をお願い  
します。

○斉藤住民福祉課長（中条町）

それでは、議案第11号、環境衛生に関することについてご説明いたします。

3ページでございますが、これは側溝の清掃、泥上げでございますが、中条町では4月に自主的にそ  
れぞれの町内でやっていただいて、それを収集運搬、運んで再生するというをやっております。黒  
川村ではそれぞれの各町内、集落で処分しているということでございますが、これは中条町の例により  
統一するというものでございます。費用については、地区数等から約30%ほど見込んでございます。

それから、環境美化関係、組織でございますが、中条町には中条町住みよい郷土建設協会というもの  
がありまして、それに対する補助金を助成しております。黒川村にはございませんが、現行のとおり補  
助金は交付したいというものであります。その団体の活動でございますが、これはこちらからどうこう  
言うべきものでもないで、それぞれのその団体の協議に任せておくといえますか、していただきたい  
というふうに考えております。

それから、6ページ、害虫駆除に関する支援でございますが、屋内消毒につきましては年々希望する  
世帯が減ってきております。そんなことでございますが、機械の貸し出しにつきましては、中条町では  
シルバー人材センターに委託して整備、運搬をしております。そんなことで、黒川村では集落に委託  
しておりますが、これは合併時には中条町の例により統一したいというものであります。

なお、乳剤、ウジ殺しの配布につきましては、中条町は既に廃止しておりますし、下水道の整備が進  
んでいることから、黒川村でも必要ないのではないかとというようなことから、合併後3年を目途に廃止  
するというものでございます。

それから、ごみ処理でございますが、7ページになりますが、ごみ処理の手数料につきましては新発  
田広域圏、これ統一価格でございます。ただ、袋の形が中条町、表示方法がちょっと違ってありますの  
で、それにつきましては中条町の例により統一するというものでありますし、生ごみにつきましては中  
条町では収集を行っておりませんが、黒川村ではやっておりますので、それはそのまま黒川村地区では

現行のとおり行うというものであります。

なお、収集袋は現行のものの在庫がある間はそのまま使用し、在庫がなくなった段階から中条町の例により統一するというものであります。

ごみ処理袋の取り扱い手数料でございますが、中条町は売上高の15%、黒川村は10%となっておりますが、中条町の例により15%に統一するというものであります。

ごみの分別収集については、生ごみは中条町で行っておりませんが、それぞれあとは同じでございますので、現行のとおりとするものであります。

ごみの収集方式でございますが、それは現行のとおりとするものであります。生ごみ以外の収集回数につきましては、合併翌年度から中条町の例により統一するというものでございます。

11ページ、ごみの減量化のための施策に対する補助金でございますが、中条町ではコンポスト、それから電動生ごみ処理機、電動式の小枝、木の枝の粉碎機につきまして補助をしておりますので、それにつきましては中条町の例により統一するというものであります。

それから、12ページ、ごみステーションの管理でございますが、これにつきましては中条町ではごみステーションの設置につきましては、補助金は一切出してございません。黒川村では補助金制度がございます。そんなことで、これにつきましては合併後、新市においてその補助金のあり方について検討するというものであります。

それから、13ページのごみの資源回収に対する補助金でございますが、再生資源の回収につきまして、子供会とか老人クラブ、町内会等で集めたものに対して1キロ当たり3円ということで補助をしております。ということで、これは合併後は中条町の例により統一するというものであります。

狂犬病の予防注射につきましては、差異がございませんので、現行のとおりとするものであります。

15ページの霊園に関しましては、黒川村の霊園でございますが、これはこのまま合併時に黒川村の現行の例によって実施するというものであります。

それから、墓地、霊園の許可関係でございますが、これは差がないために現行のとおりとするものであります。

17ページの公害対策調査関係でございますが、これにつきましては両町村で調査しているところで、重複しているところがございますので、現行のとおり実施するというものであります。

18ページ、公害防止協定でございますが、合併時にそれぞれ両町村の制度を取り入れたものを条例を制定していくというものでございます。

それから、公害対策審議会、これにつきましては審議会の委員は10名とするというものでございまして、この規則なり条例につきましては、中身はほとんど同じでございますが、中条町の場合、各種委員会等には議会議員は入らないと、そういうことになっておりますので、その例によって統一したいというものであります。

環境基本計画でございますが、中条町では現在平成15年度、16年度にかけて農村環境計画とあわせま

して整備しているところであります。これにつきましては、合併後に総体的なものをつくる必要があるかと思しますので、合併後検討するというものであります。

それから、ごみの散乱防止条例につきましては、両町村とも差はございませんので、現行のとおりとするというものであります。

以上で第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（熊倉）

今ほど各種事務事業の取り扱いという中での環境衛生に関する部門の説明があったところでありますが、ご質問等ございましたら。

はい、どうぞ。

○近委員

近ですけれども、ちょっとお聞きしたいことが1点ありまして、生ごみに関する件なのですけれども、中条町で行っていないくて、黒川さんではしているという生ごみというのはどのような方法で、それをどのようにしているのか、それをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○増子住民課長（中条町）

黒川村、増子と申します。では、ご説明申し上げます。

黒川村では堆肥センターというものをつくりまして、それに合わせまして生ごみの分別収集というのを始めたわけでございますけれども、始めましたのは昨年7月からでございます。それで、回収する日でございますけれども、これは可燃ごみの収集日と同じ日でございます。これは収集車とは別に、軽トラックで業者の方が集めまして、それで堆肥センターの方へ搬入するというところでございます。そこで、堆肥センターの方で生ごみ、家畜のふん、それからおがくず、もみ殻をまぜまして1カ月くらい発酵させ、それから45日間くらい養生し、そこで有機の堆肥、肥料をつくるというようなことでございます。それで、その生ごみとして分別して集められた量でございますけれども、7月から2月までで79.6トン、ですから1カ月当たり大体10トンくらい集まっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

なければ、以上で第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号の使用料・手数料の取扱い（その1）について議題とします。

○齊藤住民福祉課長（中条町）

それでは、議案第12号 使用料・手数料の取扱い（その1）についてご説明いたします。

これは戸籍とか住民票関係、その他各種証明書の取り扱い手数料でございますが、補助金を初めとした両町村で差異がないものについては、それぞれ現行のとおりとするものであります。

また、中条町には制度はありますが、黒川村にはないというものにつきましては、合併時に中条町の例により統一するというものでございます。

また、住民票関係、中条町ではことし4月から料金が改められます。10年以上にわたり据え置かれてきたということから、人件費等かさんでおり、発行する経費が高くなったということから改定しているものであります。黒川村につきましても合併する前の17年4月、来年の4月を目標に改定について検討をしていると、そういうことでございます。そんなことから、合併時には中条町の例により統一すると、そういうものでございます。

以上で手数料関係については終わらせていただきます。

○議長（熊倉）

以上で使用料・手数料の取扱いについての説明を終わりますが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、ないようでございますので、議案第12号の使用料・手数料の取扱いの説明は以上で終わります。

次に、議案第13号 平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

41ページをお開き願います。平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会事業計画についてご説明申し上げます。

初めに、平成16年度の協議会の運営についてであります。4月から9月までの6カ月間の予定を載せてございます。

また、協議会事業としましては、広報活動として協議会だよりの発行でございます。

として、新市将来構想及び新市建設計画の策定でございます。ただいま策定中の将来構想を住民の方々にお示しした上、ご意見、ご要望をちょうだいしながら、その後新市建設計画を策定していきたいと考えております。

それと、 の新市名称募集、 のその他必要な事項としてございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

平成16年度の協議会として進めていきます概要を今申し上げたところでありますが、いかがでございましょうか。こんな計画で進ませていただくということでもありますので、ご了承いただきたいと思えます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議案第13号を終わりました、議案第14号の平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会の予算についてを議題といたします。

説明してください。

○事務局（羽田野）

45ページをお開き願います。

任意合併協議会の4月から9月までの予算について、歳入歳出それぞれ1,193万3,000円といたしました。歳入につきましては、第1款第1項の負担金が1,183万2,000円、それぞれ両町村で3分の1を均等割、残りの3分の2を平成12年の国勢調査に基づく人口割で負担することとし、第3款繰越金は前年度の繰越金でございます。今年度の決算終了後、確定した段階で補正をさせていただきたいと思えます。

第4款諸収入に預金利子等を計上してございます。

歳出でございますが、第1款運営費中、第1項の会議費は429万1,000円で、主なものといたしまして、委員等報酬費に109万5,000円、費用弁償といたしまして30万8,000円でございます。

第2項事務費262万2,000円でございます。主なものといたしまして、事務補助員の賃金91万3,000円、消耗品及び議案委託費としまして20万4,000円でございます。

第2款事業費の759万2,000円は、広報紙印刷等で120万円、通信運搬費（切手代等）で150万、委託料で電算基礎調査委託料489万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

いかがでございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊倉）

格別ご異議もないようでございますので、平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会の予算については、以上の報告で終わらせていただきます。

先ほど申し上げますように、この議案第8号からただいまの議案第14号までというのは、きょう一応説明を申し上げて、またこの次……

〔何事が呼ぶ者あり〕



○議長（熊倉）

議案第8号から12号まで、これはこの次決定するわけでありますが、今ほど説明いたしました第13号 平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会の事業計画並びに議案第14号 平成16年度中条町・黒川村任意合併協議会の予算については、今ここで決めろというふうに事務局から言われましたので、皆様たちからご決議いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、さよう決定させていただきます。

以上で本日提案いたしました議事は全部終わるわけでありますが、事務局で何かありますか。

○事務局（羽田野）

次回協議会についてということによろしゅうございましょうか。

○議長（熊倉）

はい。

○事務局（羽田野）

資料つづりの資料1をお開き願います。

最初に、第5回会議を4月28日水曜日、午後2時から当会場で予定してございますので、皆様よろしくお願いいたします。

次に、次回提出予定議案でございますが、行政制度調整の住民生活に関すること、総務、財務に関すること、教育に関すること、その他といたしまして、本日の継続議案を予定してございます。

続いて、その他もやらせて……よろしゅうございますか。

○議長（熊倉）

はい。

○事務局（羽田野）

先回の協議会で合併重点支援地域の県知事に対しての要請ということでお話ししまして、協議会だよりの方には余裕がございまして、載せてございましたけれども、3月4日付で指定をいただきましたということをご報告申し上げます。

それと、現合併特例法の改正の関係でございますが、3月9日に合併関連3法案ということで、一つは現行合併特例法の改正案、もう一つは新特例法案、三つ目がこれら合併関連に伴う地方自治法の改正案ということで3月9日に提出されました。6月中旬ころには国会を通過するのではないかとということでございます。

それと、もう一つ、大変申しわけございません。先ほど新市名募集ということの中で、後ろの方に… …後ろというよりも資料つづりの資料1と資料2、その資料2の方に募集チラシの案をおつけしてございます。このようなチラシをつくりまして、各戸に配布したいと考えております。また、それぞれの庁

舎、出先にも置いておきたいと。全部で1万5,000部くらいのチラシを予定してございます。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局からは、その他案件等も含めて説明ございました。

委員の皆様たちの方から何かこの際ご発言等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○須貝委員

お願いになりますが、先ほど中条町議会の特別委員長から法人税のどのあれを採用するかについてのことが提案ありまして、次回にということで保留にという取り扱いをしていただいたのは大変結構なのですが、原案のいわゆる説得力のある資料をこの委員会にも、またできれば議会の方にもちょうだいするのがよからうかと私は思うのですが、いわゆる議会内でもいろいろな意見がございまして、それを説得できるような、提案の説得できるような資料をいただきたいというのが一つ。

もう一つは、予算の中で約500万近いコンサルタント料があるのですが、これも当然必要な経費なのですが、これの論証といいますか、正しさというようなもので、やはりこれも説得力のあるものをちょうだいできれば審議会も議会も、また原案に理解が占められるのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思いますが。

○事務局（羽田野）

ただいま須貝委員さんの方からご指摘がありましたことにつきましては十分配慮して、資料等を議会の方にはご提出申し上げたいと思います。

それから、今委託費でございますけれども、内容につきまして後ほど手元にあります資料を委員さんの方に届くような形で配慮したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○斉藤委員

小さいことでございますけれども、4月になりますと、いろいろボランティアの方も計画を立てなければなりませんので、4月28日、協議会でございますけれども、その前に学習会、大体いつごろのめどでございましょうか。大体でよろしいですか。

○事務局（羽田野）

検討会は15日前後を予定してございます。

ただ、まだ検討会と、あと勉強会という形でございますけれども、非常に時間を要するようなことが考えられますので、早急にその辺のところを私ども計画いたしまして、皆様方のところにご連絡申し上げたいと思います。

○齊藤委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長（熊倉）

ほかにございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議長ふなれでございまして、大変な時間をかけてしまいました。大変おわびを申し上げます。これもひとつだんだん佳境に入ってきたということになるのかなと思うのでありますが、皆さん方も宿題が非常にたくさんございますけれども、後で、ひとつ目を通していただいて、この次の会議もスムーズにいけるようにご協力のほどお願いを申し上げまして、本日この協議会を終わりたいというふうに思います。ご協力大変ありがとうございました。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。